

令和2年4月8日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年4月8日(水)
午後15時55分～17時05分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 7件
議案第3号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) 令和2年度農業委員会予算
5) 令和元年度年間業務報告
6) 令和元年度月別許可申請件数
7) 利用状況調査による非農地通知について
8) その他

出席委員 18名

1番 宇川 傳 治	11番 日 光 善 治
2番 中 島 一 朗	12番 三 輪 和 雄
3番 古 村 正 夫	13番 大 谷 文 男
4番 山 崎 和 英	14番 西 尾 信 秋
5番 田 悟 敏 子	15番 島 倉 博
6番 中 村 重 樹	16番 水 上 俊 秀
7番 和 田 俊 信	17番 杉 森 清 弘
8番 青 島 由 弘	18番 吉 江 秀 一
9番 高 藤 孝 一	19番 前 田 真 一 郎

欠席委員 10番 荒 木 貞 道

令和2年4月8日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
<p>会長</p>	<p>皆さん、ご苦勞様でございます。コロナウイルスの感染が、いよいよ富山県にも発生いたしました。皆さんもマスクの着用をお願いします。農作業については、皆さんも種まきを始められた頃だと思います。本日は、新年度第1回目の総会です。皆さんの慎重審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>また、4月1日の人事異動で、事務局の体制が代わりました。笹本事務局次長に代わり、林事務局次長が就任されました。今後とも、ご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。林事務局次長から一言、お願ひします。</p>
	<p>－林事務局次長 挨拶－</p>
<p>会長</p>	<p>また皆さんのご理解とご協力をいただけるよう、よろしくお願ひいたします。それでは、ただいまから小矢部市農業委員会4月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は荒木委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。11番の日光委員さん、12番の三輪委員さんにお願ひいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第2号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計7件</p> <p>○議案第3号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきますが、受付番号1番については、申請地が私の土地であり、関係があるため、一旦退室いたします。この間の進行は、中島職務代理にお願ひします。</p>
	<p>〈宇川会長 退室〉</p>

職務代理	議事を進行させていただきます。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番は、賃貸借権の設定を行おうとするものです。対象の農地は2筆で、面積が5,338㎡となっております。譲受人が〇〇、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、1ページと2ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
職務代理	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号1番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>それでは、調査結果を報告させていただきます。譲受人は〇〇、代表取締役〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。お2人は親子です。位置図の2ページをご覧ください。〇〇85-1と86-1の2筆、合計面積5,338㎡です。〇〇さんにお話を伺ってきました。申請理由は、副業経営の拡大をしたいということで、賃貸借権の設定です。申請地は現在、田として管理されており、こちらで苺のハウス栽培を行いたいということです。ハウスを3連棟設営するそうです。将来この土地を、田んぼに復帰させることもあるかもしれないということで、ハウスを設営する際には、申請地にシートを張って設営するということです。ただし、苺の栽培の関係で、苺の出荷場と設備の機械等の所は若干コンクリートにするかもしれないということです。よろしく申し上げます。以上です。</p>
職務代理	ありがとうございます。それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
職務代理	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第1号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。

職務代理	<p>それでは「異議なし」として、議案第1号について「承認」といたします。ここで、会長にご入室いただきます。</p>
	<p>〈宇川会長 入室〉</p>
職務代理	<p>議案第1号についての審議が終了しました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書の2ページと3ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さんです。面積が1,995㎡、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、3ページから6ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号1番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は同じく〇〇の〇〇さんです。位置図の3ページと4ページをご覧ください。申請理由は駐車場敷地で、賃貸借権設定です。〇〇さんの重機、機材等を現在は会社敷地や現場等に置いてありますが、作業が終わると会社の近くに駐車する所が無いということで、会社の近隣で駐車する場所を探されており、申請に至りました。駐車場ですので、土盛り等は極力少なくし、用排水等はまったく触らないということです。雨水は自然地下浸透で、近隣の圃場についても所有者と耕作者には同意を頂いております。土改からの了解も得ているということです。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>

会長	無いようですので、次に受付番号2番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号2番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。2筆の合計面積が494㎡で、住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、7ページから10ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号2番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇2236-2、外1筆で、合計面積が494㎡です。位置図の7ページをご覧ください。〇〇の正面の所です。申請は、所有権移転での一般住宅敷地です。〇〇さんにお話を伺ったところ、旧8号線から〇〇に入っていく道路、県道砺波小矢部線の拡幅工事によって残った土地が狭くなるということで、こちらの申請地に移転し新築をするということです。雨水は既存の道路側溝へ、生活用水については公共樹に流します。隣接耕作者や地区町内会長の同意書も提出されておりますので、よろしくお願い致します。以上です。</p>
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に受付番号3番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号3番は、使用貸借権の設定ということで借人が〇〇さん、〇〇さんご夫婦、貸人が〇〇さんで〇〇さんの父親になります。面積が400㎡で、農家分家住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については11ページから14ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>

会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号3番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	ご苦労様です。それでは、報告致します。譲受人は、〇〇の〇〇さんと奥様の〇〇さんです。譲渡人は、〇〇さんのお父様である〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇78-1、田で面積が400㎡です。期間が30年の使用貸借権の設定です。〇〇さん夫妻の住所は〇〇さんのご実家になっていますが、現在はアパートにお住まいです。位置図の12ページをご覧ください。こちらの78番地を2つに分けて400㎡だけを転用されます。その下の79番地も〇〇さんの土地です。いずれ残りの78番地と79番地を1枚の田んぼにしたいそうです。次に位置図の11ページをご覧ください。こちらの申請地は、元々〇〇さんの土地だったので、雨水は隣接する〇〇さんの所有する用悪水路に流します。上水は井戸を掘られます。境界については、擁壁を設けて、田に支障が無いようにするという事です。現地を確認に行くと、もう泥が入っていました。この件については、今年の7月に農振除外の申請をしておりますが、時間がかかっており、どうしても令和2年に建てたいので、雪の下にして土地を締めたいと言っておられました。転用の許可が出る前の12月にご本人が勝手に泥を入れていたため、〇〇行政書士に確認をしたところ、隣接者の同意があるということで、始末書も出ていません。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	去年から泥を入れられたということは、去年の秋までは田んぼを耕作されていたのですか。
〇〇委員	はい。
会長	以上で無いようですので、次に受付番号4番と受付番号5番は関連しておりますので、続けて事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号4番は、所有権の移転ということで、譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が253㎡で、車庫・倉庫兼資材置場敷地への転用を行おうとするものです。次に受付番号5番は、使用貸借権

	<p>の設定ということで、借人が〇〇さん、貸人が〇〇さんです。〇〇さんは〇〇さんの親になります。2筆の合計面積が 99 m²で、平成 7 年頃から作業場及び駐車場敷地として違反転用されており、今回転用申請を行おうとするもので、始末書も出ております。位置図については、15 ページから 22 ページになります。位置図の 18 ページをご覧ください。赤い所が、受付番号 4 番の申請地です。こちらは、車庫・倉庫兼資材置場として、今回申請があったものです。次に位置図の 22 ページをご覧ください。受付番号 4 番の申請をするにあたり、周りを調べた結果、受付番号 5 番の 181-1 と 181-8 の 2 筆の地目が田のままで転用がされており、違反転用だったということがわかったため、今回申請があったものです。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、〇〇地区の〇〇委員さんより、受付番号 4 番と 5 番の調査報告をお願いいたします。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>受付番号 4 番は、譲受人が〇〇の〇〇さん、譲受人が〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇177-1、面積が 253 m²です。申請理由は車庫・倉庫兼資材置場で、所有権の移転です。位置図の 18 ページをご覧ください。〇〇さんは電子部品を扱っておられる会社で、9 名で作業をされています。現在、荷物の積み下ろしは、ユニックを使用して外で行っておられますが、電子部品のため、雨が降った時は非常に困るということで、平屋の建物を建てて、屋内でユニックやクレーンを使用して積載をしていきたいということです。また、ユニックやクレーンも駐車し、材料も置きたいそうです。三角の部分は非常に狭いですが、そちらに廃棄物を置きたいそうです。雨水は道路側にも高速側にも流れるので問題は無いと思います。現地を確認してきましたが、こちらの土地は田んぼを耕作しにくいということで、〇〇さんがずっと畑をされていて柿の木も立っていました。</p> <p>受付番号 5 番は、譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんでお 2 人は親子です。位置図は 15 ページをご覧ください。〇〇さんの上に〇〇さんの住宅があります。その隣に高速道路が通っています。高速道路ができるまではこちらで作業をされていましたが、それ以降は農機具格納庫を利用して、現在の場所で電子部品を始められました。その後、規模を拡張し、従業員も増え、増設と駐車場の拡張の為に平成 7 年頃</p>

	<p>に許可を取らずに埋め立てたそうです。私が現地確認に行きましたが、従業員の車を停める所があまり無い手狭な所でした。始末書も提出されております。よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、質問等がございましたらお願いいたします。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号6番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号6番は、使用貸借権の設定ということで借人が〇〇さん、貸人が〇〇さんで〇〇さんの親になります。面積が364㎡で、農家分家住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、23ページから26ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号6番の調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告致します。譲渡人は、〇〇の〇〇さん、譲受人は、〇〇のアパートにお住まいの〇〇さんで、お2人は親子です。申請地は、〇〇164-3、面積が364㎡です。申請理由は、農家分家住宅敷地です。位置図の23ページをご覧ください。〇〇さんには、小さいお子さんが2人おられてアパートでは手狭になったため、親御さんの近くで住宅を新築したいということです。次に24、25ページをご覧ください。今回の申請地164-3に細長い部分がありますが、これは826番の農道が建築基準法の道路ではないために、建築基準法の道路である164-2に敷地を接続させる必要があった為に設けられた土地であるということです。雨水は溜桝を設けた上で道路の側溝に流し、上下水道は公共のものを使用します。境界は擁壁を設置して、田んぼの耕作に支障が無いようにするという事です。区長や耕作者の〇〇営農の同意書、土改からの意見書も提出されており、問題は無いと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>

会長	無いようですので、次に受付番号7番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案書3ページをご覧ください。受付番号7番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が28㎡で、住宅敷地の拡張として転用を行おうとするものです。位置図については、27ページから31ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号7番について調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>それでは報告致します。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。申請地は、位置図の27ページにある〇〇554-1で28㎡です。〇〇さんに確認をして参りました。現在この辺は〇〇の工事をしていて、なぜこのような小さい面積が出てきたのかと言いますと、赤く塗ってある申請地は、この上の554番地に含まれております。その上に553番地がありますが、現在553と554番地には堤防ができて河川になっております。その554番地の残りが今回の申請地で、〇〇さんの田んぼになります。黄色で塗ってある〇〇さんの土地とその隣の〇〇さんのお宅まで堤防になる予定ですので、〇〇さんの敷地も河川になるということです。〇〇さんの土地には現在車庫が建っていて、駐車スペースがなくなることになります。現地確認をして参りましたが、〇〇さんの方は元々田んぼが小さく、田んぼもできない状況でしたので、河川にかかり用地の買収があったので、〇〇さんからもお話があり、今回の申請になりました。隣接の農地にはコンクリートの擁壁を設けて土砂の流出を防ぎます。雨水は道路の側溝に流すということでした。自治会長と土改の同意書も出ておりますので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第2号については「承認」としてよろしいですか。

全委員	異議なし。
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第2号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第3号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第3号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。</p> <p>内訳につきましては、議案書5ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」の利用権設定が13件で、面積が78,261㎡であり、新規が7件、更新が6件となっております。</p> <p>「3年以上6年未満」が1件で、面積が6,577㎡であり、更新が1件となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」、及び「1年以上3年未満」はありません。</p> <p>申請の内容については6ページから8ページに記載のとおりです。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として、議案第3号については「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第3号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項はありません。次に報告事項について事務局より説明していただきます。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <p>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>2) 非農地通知について</p> <p>3) 業務報告・予定</p>

	<p>4) 令和2年度農業委員会予算</p> <p>5) 令和元年度年間業務報告</p> <p>6) 令和元年度月別許可申請件数</p> <p>7) 利用状況調査による非農地通知について</p> <p>8) その他連絡事項</p>
会長	ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	非農地通知は全て受理されましたか。
事務局	全てではございません。昨年の非農地通知の対象件数は62件で、その中の48件に通知を送付しました。その残り14件については、施設に入所中の方等で、まだ保留になっております。
〇〇委員	活動記録簿ですが、時間を書かないといけないのですか。
事務局	表面については、今まで通り三角や丸の記入で構いません。ただし、裏面の対象項目に関しては、開催場所や時間等の記入をお願いします。例えば、人・農地プラン等の話し合いへの参加等については、今までよりもう少し細かく書いていただくことになっております。よろしくをお願いします。
〇〇委員	少しよろしいですか。昨年、申請のありました〇〇の転用の件ですが、現在まだ建っておりません。なぜかという、地区の方との話し合いをしながら進めるという条件でしたが、うちも含めて隣接地の方がまだ承諾をしておりません。入口の方に十数軒の団地があるのですが、その方達との話し合いでも了解を得られなかったそうです。それで、〇〇さんがその農地に建てられない、地盛りもできないという状態で、1年間草も刈られていません。ですので、現状はものすごく草だらけで、今から農作業が始まり、このままの状態ですと支障があるので、こういう場合は強制的に草を刈ってもらえるようなことはできませんか。個人的にお願いをして草を刈ってもらえるべきなのではないでしょうか。
事務局長	現状は草が生えて、周りに迷惑をかけている状況ということですね。

〇〇委員	そうです。
事務局長	こちらから状況を見て、話をして、最低でも周りに迷惑をかけない状態にするように指導したいと思います。
〇〇委員	よろしくお願いします。
会長	それでは、事務局の方で対応をお願いいたします。
事務局長	冒頭で少しご挨拶をしましたが、事務局次長が代わり、少し私どものスタッフが代わりました。最近ではコロナ関連で移動が制限され、日々の生活が窮屈になっておりますが、どうぞ感染に注意をしながら、私どもも活動をしていきますし、皆さんにも活動をしていただきたいと思います。任期が後数ヶ月になりましたが、どうぞよろしくお願いします。
会長	他に無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を中島職務代理よりお願いします。
職務代理	ご苦労様でございました。毎日、テレビを見ておりましてもコロナで大変なことになっております。いよいよ農繁期も始まりましたが、新聞を見ておりますと、事故が起きているものも目にしますので、また気を付けて作業をしていただきたいと思います。本日は、ご苦労様でした。
	— 4月総会終了 —

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和2年4月8日

会長 宇川 傳 治

議事録署名委員 11番 日 光 善 治

12番 三 輪 和 雄